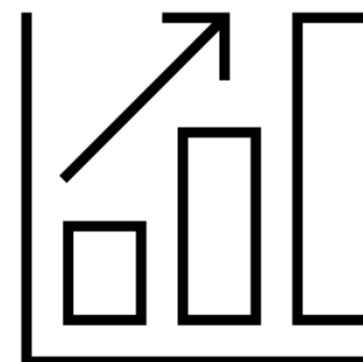


利用世帯要件の更なる検証について



利用要件の考え方

【現在の福祉除雪の利用要件】

道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500メートル以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当する世帯のうち、自力で除雪が困難と認められる世帯

- ・ **70歳以上の方**または重度（1級及び2級）の身体障がいのある方のみで構成される世帯
- ・ 市社協が特に必要と認めた世帯

高齢者における「除雪の困難さ」を判断する指標として「年齢」を用いていた。しかし、地域や協力員から「元気なのに福祉除雪を利用している」という声もあるため、より正確に「高齢者の除雪の困難さ」を把握できる指標として、「要介護度等」の導入と利用要件からの「年齢」の撤廃を検討する。

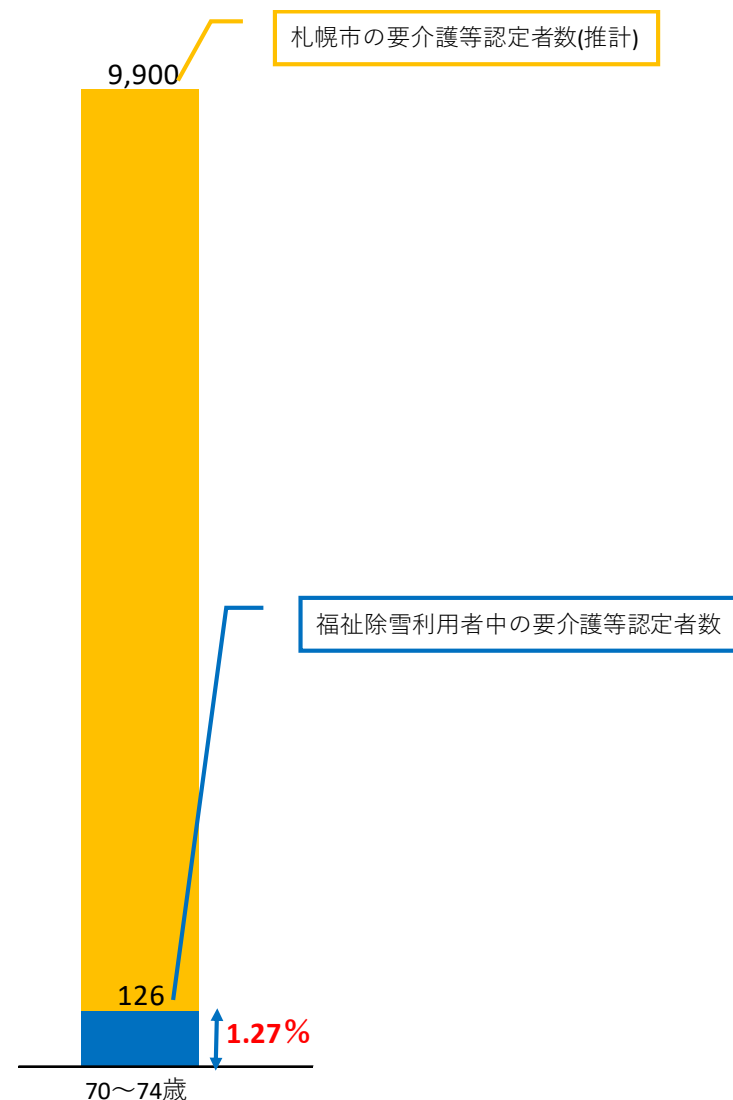
年齢要件撤廃に伴う70歳未満の利用世帯数の増加推計①

70歳未満の世帯であっても要介護等認定を取得していれば福祉除雪の利用が可能となるため、どの程度の人数が利用を希望するか推計を行う。

【推計方法】

- 福祉除雪の利用希望に至るには、身体状況以外にも住居の状況や世帯の構成など様々な要素があるが、それらを考慮することは難しいため、現在把握ができていない「要介護等認定者における福祉除雪を利用している割合」を用いて推計を行う。

「要介護等認定者における福祉除雪を利用している割合」
前回資料「令和5年度福祉除雪利用世帯数集計表」より
70～74歳の要介護等認定者に占める福祉除雪の利用割合
 $126 \div 9,900 = 1.27\%$



年齢要件撤廃に伴う70歳未満の利用世帯数の増加推計②

1. 65～69歳の推計

65～69歳の要介護等認定者に対して利用割合を適用

$$4,108名 \times 1.27\% = \mathbf{52名}$$

2. 64歳未満(2号被保険者)

64歳未満の要介護等認定者に対して利用割合を適用

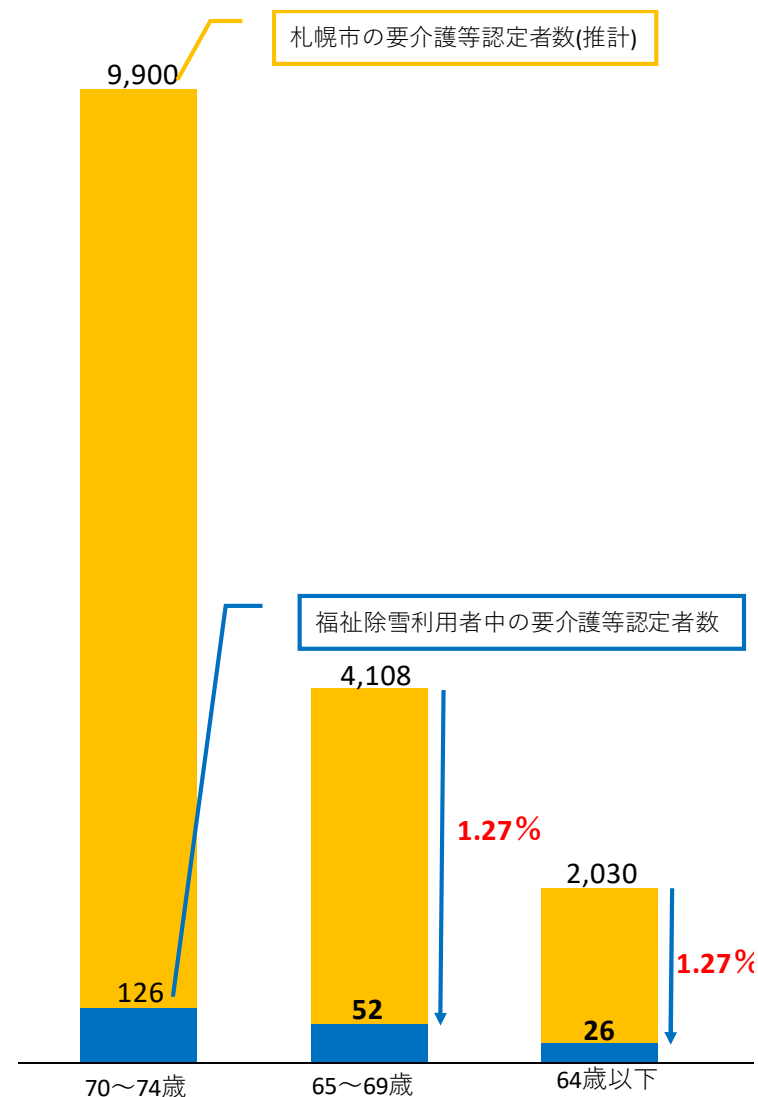
$$2,030名 \times 1.27\% = \mathbf{26名}$$

3. 現在の69歳以下の利用者数と比較し、増える人数を算出

前回資料「令和5年度福祉除雪利用世帯数集計表」より

現在の69歳以下の福祉除雪利用者のうち要介護等認定者は**61名**

$$52名 + 26名 - 61名 = \mathbf{17名}$$



シミュレーション①

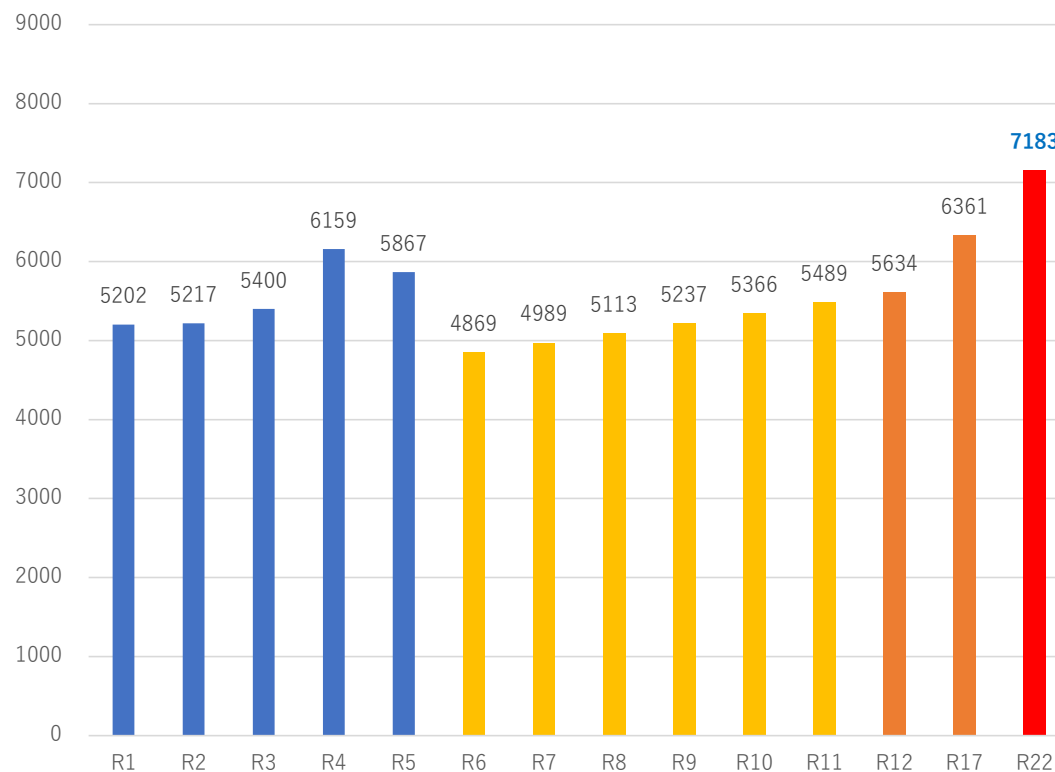
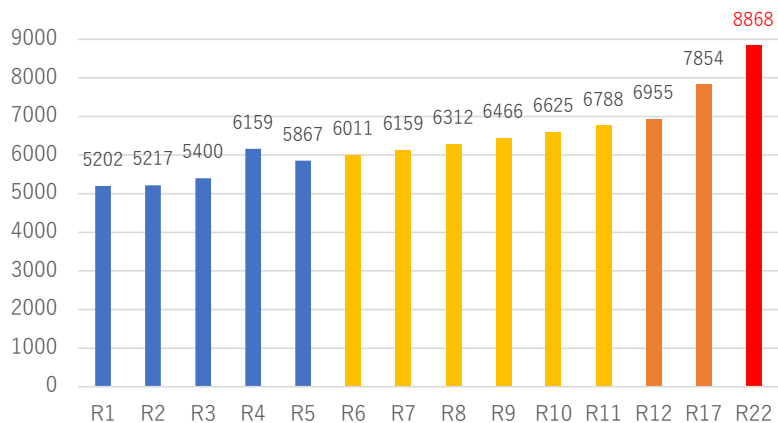
年齢条件部分を撤廃し要支援1以上を要件とすると

R22利用世帯数は7,183世帯となり、1協力員あたりの担当世帯数は1.54世帯

(「70歳以上」の要件を付けた前回の試算から利用世帯数は+20世帯、担当世帯数は変わらず)

要支援1以上(年齢要件無し)

平均成長率を用いた利用世帯数の推移

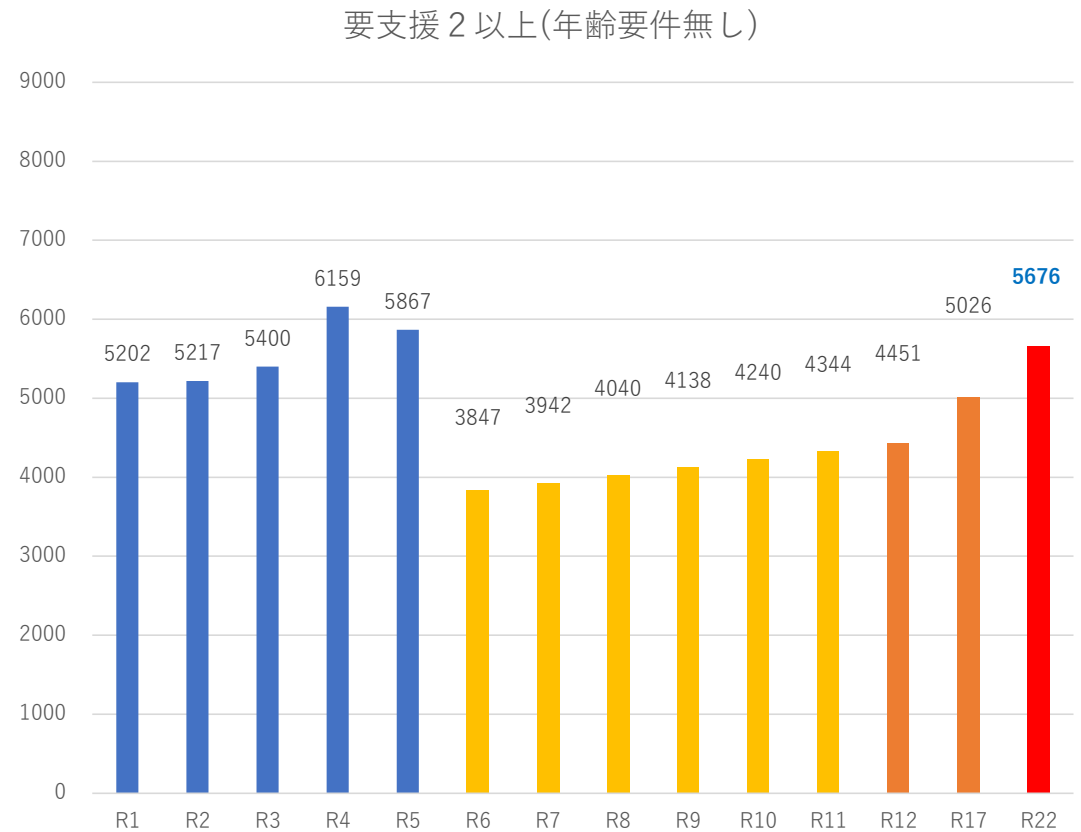
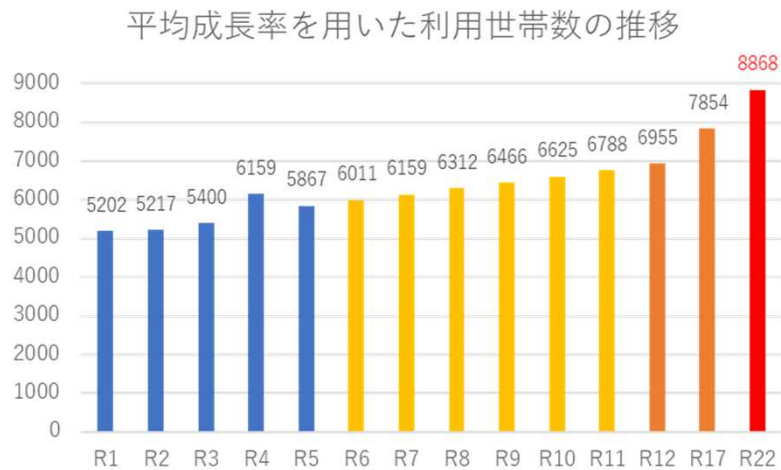


シミュレーション②

年齢条件部分を撤廃し要支援2以上を要件とする

R22利用世帯数は5,676世帯となり、1協力員あたりの担当世帯数は1.21世帯

(「70歳以上」の要件を付けた前回の試算から利用世帯数は+17世帯、担当世帯数は変わらず)



要支援1、要支援2の状態像について

別添 平成25年6月6日 厚生労働省社会保障審議会 介護保険部会 資料1
より

- ・ 要支援認定者は大部分の身の回りの動作について概ね自立しているが、特に要支援2の認定者は一部の動作がしづらくなっている割合が高いことが読み取れる。
 - ・ ただし、要支援1であっても同じ一部の動作がしづらくなっているものが一定数見受けられることから、全員が自立しているわけではないことが想定される。
- 要介護認定を用いた利用要件を設ける場合には、要件から外れる利用者を一律に除外するのではなく、状況に応じた追加措置を検討する必要がある。